

変更後	現行
<p style="text-align: center;">● 第 1 章 証券総合取引 ●</p> <p>4. (申込方法等)</p> <p>(1) お客さまは、当社所定の申込書に<u>必要事項及び共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）</u>を記載し、署名、捺印のうえ当社に申し込むものとし、当社が本人確認のうえ承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。この場合、保護預かり口座及び振替決済口座が開設されます。お客さまの申込みに対し、当社は審査のうえ、申込みを承諾しないことがあります。<u>なお、個人のお客さま（担保専用口座は除きます。）はあらかじめ暗証番号を届け出てください。お届け出の暗証番号が生年月日、住所地番、電話番号又は安易な番号の配列等、他人に推測されやすい番号の場合には、受付られないことがあります。</u></p> <p>また、当社において使用可能な文字以外でお届け出いただいた場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えさせていただきます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客さまが証券総合取引を申し込みされる場合には、次の申し込みを同時に行っていただきます。ただし、担保専用口座のみをお申し込みされるお客さまは、<u>下記②</u>のお申し込みはできません。</p> <p>①第 4 章に定める振込先指定方式の利用 <u>(削除)</u></p> <p>② (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">● 第 1 章 証券総合取引 ●</p> <p>4. (申込方法等)</p> <p>(1) お客さまは、当社所定の申込書に<u>必要事項</u>を記載し、署名、捺印のうえ当社に申し込むものとし、当社が本人確認のうえ承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。この場合、保護預かり口座及び振替決済口座が開設されます。<u>なお、お客さまの申込みに対し、当社は審査のうえ、申込みを承諾しないことがあります。</u></p> <p>また、当社において使用可能な文字以外でお届け出いただいた場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えさせていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) お客さまが証券総合取引を申し込みされる場合には、次の申し込みを同時に行っていただきます。ただし、担保専用口座のみをお申し込みされるお客さまは、<u>下記②及び③</u>のお申し込みはできません。</p> <p>①第 4 章に定める振込先指定方式の利用</p> <p>②第 5 章に定めるみずほ証券カードの利用（個人のお客さまに限ります。） <u>みずほ証券カード発行の際は、あらかじめ暗証番号を届け出てください。なお、お届け出の暗証番号が生年月日、住所地番、電話番号又は安易な番号の配列等、他人に推測されやすい番号の場合には、受付られないことがあります。</u></p> <p>③ (省 略)</p>

(4) (現行どおり)

● 第6章 有価証券の保護預かり取引 ●

44. (当社への届出事項)

(1) 当社所定の申込書に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届け出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

(2) (現行どおり)

● 第7章 振替決済取引 ●

第2節 国債決済取引

61. (振替の申請)

(1) (現行どおり)

①～② (現行どおり)

③振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において当社が定める期間中に振替を行うことを申請内容とするもの

(2)～(4) (現行どおり)

62. (分離適格振込国債に係る元利分離申請)

(1) (現行どおり)

① (現行どおり)

②当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ当社が定める期間中に元利分離を行うことを申請内容とするもの

(2)～(3) (現行どおり)

63. (分離元本振込国債等の元利統合申請)

(1) (現行どおり)

① (現行どおり)

②当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日

(4) (省 略)

● 第6章 有価証券の保護預かり取引 ●

44. (当社への届出事項)

(1) 当社所定の申込書に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届け出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。

(2) (省 略)

● 第7章 振替決済取引 ●

第2節 国債決済取引

61. (振替の申請)

(1) (省 略)

①～② (省 略)

③振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うことを申請内容とするもの

(2)～(4) (省 略)

62. (分離適格振込国債に係る元利分離申請)

(1) (省 略)

① (省 略)

②当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うことを申請内容とするもの

(2)～(3) (省 略)

63. (分離元本振込国債等の元利統合申請)

(1) (省 略)

① (省 略)

②当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日

又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ当
社が定める期間中に元利統合を行うことを申請内容とするもの
(2)~(3) (現行どおり)

第5節 株式等振替決済取引

79.の2 (共通番号情報の取扱いに関する同意)

当社は、お客さまの共通番号情報（氏名又は名称、代表者等氏名、住所、共通
番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、
機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知します。

80. (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届け出)

- (1) (現行どおり)
- (2) 上記(1)の発行者に対する届け出の取り次ぎは、お客さまが新たに取得した
振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投
資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権につい
ては、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総
投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者
通知（以下下記 105. において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主
通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、
ご同意いただいたものとして取り扱います。

83. (振替の申請)

- (1) (現行どおり)
- (2) (現行どおり)
- ①~② (現行どおり)
- ③上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄で
ある場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、
新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先
出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は
名称及び住所並びに①の数量のうち当該株主等ごとの数量
- ④~⑧ (現行どおり)

又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ且
本銀行が定める期間中に元利統合を行うことを申請内容とするもの
(2)~(3) (省 略)

第5節 株式等振替決済取引

(新設)

80. (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届け出)

- (1) (省 略)
- (2) 上記(1)の発行者に対する届け出の取り次ぎは、お客さまが新たに取得した
振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先
出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総
新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出
資者通知、受益者登録の請求の取次ぎもしくは総受益者通知（以下下記 105.
において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知
もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたも
のとして取り扱います。

83. (振替の申請)

- (1) (省 略)
- (2) (省 略)
- ①~② (省 略)
- ③上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄で
ある場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、
新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者（以
下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに①
の数量のうち当該株主等ごとの数量
- ④~⑧ (省 略)

(3)~(5) (現行どおり)

(6) 上記(2)の振替の申請(振替先口座が保有欄であるものに限り)を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記(2)⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者又は受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

85. (担保株式等の取り扱い)

(1) (現行どおり)

(2) お客さまは、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届け出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届け出の取り次ぎの請求をしていただきます。

(3) (現行どおり)

88. (振替先口座等の照会)

(1) (現行どおり)

(2) お客さまが振替株式等の質入れ、担保差し入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(3) (現行どおり)

90. (振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取り扱い)

お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、

(3)~(5) (省 略)

(6) 上記(2)の振替の申請(振替先口座が保有欄であるものに限り)を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記(2)⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者又は受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

85. (担保株式等の取り扱い)

(1) (省 略)

(2) お客さまは、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届け出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届け出の取り次ぎの請求をしていただきます。

(3) (省 略)

88. (振替先口座等の照会)

(1) (省 略)

(2) お客さまが振替株式等の質入れ又は担保差し入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(3) (省 略)

90. (振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取り扱い)

お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債又

振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客さまから当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

95. (振替上場投資信託の併合等に係る手続き)

(1) (現行どおり)

(2) 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

97. (振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

(1) (現行どおり)

(2) 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

105. (総株主通知等に係る処理)

(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申し出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

(2)~(4) (現行どおり)

106. (振替新株予約権等の行使請求等)

(1)~(2) (現行どおり)

は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客さまから当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

95. (振替上場投資信託の併合等に係る手続き)

(省 略)

(新設)

97. (振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

(1) (省 略)

(2) 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

105. (総株主通知等に係る処理)

(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申し出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

(2)~(4) (省 略)

106. (振替新株予約権の行使請求等)

(1)~(2) (省 略)

(3) お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払い込みの取り次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取り次ぎを行うものとします。この場合には、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

(5) お客さまは、上記(1)、(2)及び(3)に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

(6) お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払い込み取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振り込みを委託していただくものとします。

(7) お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

(8)~(9) (現行どおり)

107. (振替新株予約権付社債等の取り扱い廃止に伴う取り扱い)

(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の機構の

(新設)

(3) 上記(1)及び(2)の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払い込みの取り次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取り次ぎを行うものとします。この場合には、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

(4) お客さまは、上記(1)及び(2)に基づき、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

(5) お客さまは、上記(1)及び(2)に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払い込み取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振り込みを委託していただくものとします。

(6) お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。

(7)~(8) (省略)

107. (振替新株予約権付社債等の取り扱い廃止に伴う取り扱い)

(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の機

取り扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取り次ぎを委託していただいたものとし、また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。

- (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取り扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取り扱い廃止日におけるお客さまの氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

111. (解約)

(現行どおり)

- ① (現行どおり)
- ②お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されている場合、又はお客さまが他の加入者による特別株主の申し出、特別投資主の申し出、特別優先出資者申し出もしくは特別受益者の申し出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者である場合、又は、お客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者である場合
- ③お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

構の取り扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取り次ぎを委託していただいたものとし、また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。

- (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取り扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取り扱い廃止日におけるお客さまの氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

111. (解約)

(省 略)

- ① (省 略)
- ②お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき又はお客さまが他の加入者による特別株主の申し出、特別投資主の申し出、特別優先出資者申し出もしくは特別受益者の申し出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるとき
- ③お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

● 第9章 注文の受託 ●

120. (前受金等)

- (1) (現行どおり)
- (2) 前受金等を全額お預けいただけていない場合には、取引所取引については受託契約準則の定める時限までに、店頭取引については日本証券業協会規則又は当社の定める時限までに、買付代金又は売付証券をご入金又はお引渡しいただきます。
- (3)~(4) (現行どおり)

125. (残高照合のためのご報告)

- (1) 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引(日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいいます。)の未決済金がある場合は2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のためのご報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の総務課長又はお客さま相談室までご連絡ください。

- (2)~(3) (現行どおり)

● 第14章 雑則 ●

135. (届出事項の変更)

- (1)~(2) (現行どおり)
- (3) (現行どおり)
- ① (現行どおり)
- ②お客さまが民事再生手続開始、会社更生手続の開始、破産手続開始、特別清算開始その他これらに類する申立てを受け、又は自ら申立てた場合

● 第9章 注文の受託 ●

120. (前受金等)

- (1) (省 略)
- (2) 前受金等を全額お預けいただけていない場合には、取引所取引については受託契約準則の定める時限までに、店頭取引については協会規則の定める受渡日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- (3)~(4) (省 略)

125. (残高照合のためのご報告)

- (1) 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。))又は同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の4第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に定めるものを除く。)の未決済金がある場合は2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のためのご報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の総務課長又はお客さま相談室までご連絡ください。

- (2)~(3) (省 略)

● 第14章 雑則 ●

135. (届出事項の変更)

- (1)~(2) (省 略)
- (3) (省 略)
- ① (省 略)
- ②お客さまが民事再生手続開始、会社更生手続の開始、破産手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する申立てを受け、又は自ら申立てた場合

③お客さまが手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

(4) 上記(1)から(3)のお申し出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等の書類及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただくこと等があります。この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。

(5) (現行どおり)

付 則

この改正は、平成27年12月15日から施行する。

以上

③お客さまが手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(4) 上記(1)から(3)のお申し出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等の書類及びその他当社が必要と認めた書類をご提出いただくこと等があります。この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。

(5) (省 略)

付 則

この改正は、平成25年1月4日から施行する。

以上